



放射性物質汚染対処特措法 施行規則の一部改正の公布について

環境省では、放射性物質汚染対処特措法(正式名称:平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)施行後に得られた知見を踏まえ、同法の施行規則第 28 条、第 30 条及び第 31 条の一部を改正し、平成 24 年 11 月 9 日に公布しました(施行日:平成 24 年 12 月 9 日)。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別処理基準が適用され、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、特別維持管理基準が適用されています。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件については、施行規則制定当初は事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域を対象としていましたが、法施行後に得られた知見に基づき、対象地域や対象施設から生じる廃棄物等を見直し、改正したものです。

当社では、土壌・産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 11 月 9 日付 環境省 HP

土壌環境箇所 明石康伸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請\(株式会社富山環境整備\)について](#)
2. [微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請\(株式会社クレハ環境\)について](#)
3. [水質汚濁に係る環境基準の水域類型\(海域\)の指定に関する告示を改正 環境省](#)
4. [水質環境基準水域類型に関する第6次報告案への意見募集実施 環境省](#)
5. [PCB 廃棄物特別措置法施行令の改正案に対する意見募集について](#)

作業環境測定基準の一部改正案に 対する意見募集について 厚生労働省

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令([ニュースコーナー No.402 参照](#))により、施行令別表第 3 が改正され、平成 25 年 1 月 1 日から、特定化学物質(第 2 類物質)に「インジウム化合物」、「エチルベンゼン」、「コバルト及びその無機化合物」が加えられたこと、「平成 23 年度管理濃度等検討会」の報告書(平成 24 年 5 月まとめ)を踏まえ、作業環境測定基準の一部を改正する件(案)等について、平成 24 年 12 月 1 日まで意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

その中で、作業環境評価基準について、以下のよう
に見直すことを検討しています。

①エチルベンゼンの管理濃度を 20ppm とする(新規項目追加)。②コバルト及びその無機化合物の管理濃度をコバルトとして 0.02 mg/m³とする(新規項目追加)。③オルト-フタロジニトリルの管理濃度を 0.01 mg/m³ とする(新規管理濃度設定)。④ベリリウム及びその化合物の管理濃度をベリリウムとして 0.001 mg/m³ とする(現管理濃度 0.002 mg/m³)。

また、インジウム化合物については、日本産業衛生学会で許容濃度が設定されていないなど管理濃度を設定することが困難であり、作業環境測定の結果の評価を行う義務が課されないことから、管理濃度を定めない予定となっています。

公示の適用日は、平成 25 年 1 月 1 日としています。

当社では多くのご依頼を頂き、実績と経験を積み重ねております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 11 月 2 日付 厚生労働省パブリックコメント
衛生技術箇所 山田悠貴

< 年末年始休業について >

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月29日(土) ~ 1月6日(日)



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

お問い合わせはこちら

